

議案第6号

令和2年度鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別 会計予算

令和2年度鳥取県の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,195千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 2,514
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,514
2 諸 収 入		31,681
	1 県 預 金 利 子	12
	2 貸 付 金 元 利 収 入	31,643
	3 雑 入	26
歳 入	合 計	34,195

歲 出		
款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 事 業 費		千円 34,195
	1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 事 業 費	34,195
歲 出	合 計	34,195

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修学資金等貸付金	令和3年度から 令和7年度まで	千円 70,308